

## 第25期第2回長沼町農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年8月25日 午後1時30分から午後2時40分まで

### 2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

### 3 出席委員 (16人)

会長	16番	高 宮	徹						
会長職務代理者	15番	山 田	浩 之						
委員	1番	吉 田	茂	2番	三 上	守 親			
	3番	遠 藤	拓 身	4番	近 藤	修 一			
	5番	鷗 野	秀 樹	6番	伊 東	俊 彦			
	7番	秋 葉	信 勝	8番	窪 田	秀 治			
	9番	広 嶋	浩 一	10番	阪	由 平			
	11番	柴 田	佳 夫	12番	南	貴 文			
	13番	青 野	恭 則	14番	大 橋	豊 幸			

### 4 付議事項

- |     |   |   |      |     |
|-----|---|---|------|-----|
| 日程第 | 1 | 議事録署名委員の指名                                    |      |     |
| 〃   | 2 | 会務報告  |      |     |
| 〃   | 3 | あっせん譲受等候補者名簿登載申請について                          | (報告第 | 1号) |
| 〃   | 4 | 農地法第3条の規定による許可申請について                          | (議案第 | 1号) |
| 〃   | 5 | 農地法第5条の規定による許可申請について                          | (議案第 | 2号) |
| 〃   | 6 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による<br>農用地利用集積計画の決定について | (議案第 | 3号) |
| 〃   | 7 | 農用地買入協議の実施要請について                              | (議案第 | 4号) |

### 5 出席職員

事務局長	市 村 智 継
農地係長	田 中 聡

### 6 会議概要

別紙のとおり

局長	定刻となりましたのでただ今より第25期、第2回農業委員会を開催いたします。開会に先立ちまして、高宮会長から御挨拶をお願いいたします。
会長	本日は、お忙しい中また、大変お暑い中、総会に参加いただきありがとうございます。 現況の気象状況については、8月に入ってから30度を超えの日が続き、例年のない猛暑が続いており、体力的にも、精神的にも非常に厳しいことと思います。また、お盆頃には台風7号が北海道西側を通過したところであり、大きな被害は耳にしていますが、今後も台風の発生が予測されますので被害がないことを願うところであります。 農作物については8月15日の普及センター情報では水稻及び大豆で7日早く、玉葱においては2日遅い状況であり、今後においては気象が安定し、収穫の秋が迎えられるよう、願うところであります。 さて、道内の新型コロナウイルス感染症については、現在はマスク着用も見直され、特段の措置は取られておりませんが、まだまだコロナ感染症は収束しておりませんので引き続き、感染予防対策についてご注意をいただくとともに、今後も暑い日が続きますので熱中症にも十分お気を付けていただきますようお願いいたします。 さて、今月の総会については、議案4件を予定しておりますので、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。
議長	それでは、ただ今から「第2回長沼町農業委員会総会」を開会します。 ただ今の出席委員数は、16人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。 日程第1、「議事録署名委員の指名」行います。 会議規則第9条の規定により、1番吉田委員及び2番三上委員を指名いたします。 日程第2、「会務報告」を行います。 会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

	<p>以上で会務報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 3、報告第 1 号「あっせん譲受等候補者名簿登載申請について」を議題といたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連して、5 番の鵜野委員から新規就農者等事前検討会の報告をいただきます。</p>
<p>鵜野委員</p>	<p>(新規就農者等事前検討会報告) ～鵜野委員</p> <p>5 番の鵜野です。</p> <p>昨日、午前 1 1 時から、高宮会長、山田職務代理、大橋農地部会長、阪振興部会長、<span style="background-color: black; color: black;">            </span>担当の私と事務局職員 2 人の 7 人で「新規就農者等事前検討会」を行い、面談等を行いました。</p> <p>1 番の<span style="background-color: black; color: black;">  </span>は、東京都出身で、妻子あり。2014 年 (平成 26 年) に<span style="background-color: black; color: black;">            </span>に移住し、その農場で<span style="background-color: black; color: black;">            </span>の立ち上げから携わり、醸造責任者を務めながら、冬の間は主に南半球で醸造経験を積んでいました。<span style="background-color: black; color: black;">            </span>では、会社の立ち上げから農地の造成、植栽、結果樹になるまでの一連の作業経験があるそうです。</p> <p>また、2022 年には<span style="background-color: black; color: black;">            </span>に醸造技術や<span style="background-color: black; color: black;">            </span>立ち上げのコンサルティングを担う会社を設立。自社のワインも醸造しています。</p> <p>そんな中、道内で自分の農地を取得しブドウを栽培するため、各地の農地を探していたところ、長沼町<span style="background-color: black; color: black;">                                    </span>の農地を紹介され、長沼町内に新規法人を立ち上げ、<span style="background-color: black; color: black;">                                    </span>農地を取得し、ブドウの栽培をする予定です。</p> <p>農地取得後は、当分の間、自宅のある札幌市から長沼町まで自分 1 人で通いで営農を開始予定です。</p> <p>就農後、結果樹になるまで 4～5 年かかり、その間は農業収入がほぼありませんが、肥培管理を行い、ブドウ栽培を強く希望している法人であります。</p> <p>以上のことから、農業者認定について特に問題はないものと判断し、「あっせん譲受等候補者名簿」に登載したものでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、報告第1号について、事務局の説明と5番の鶴野委員から新規就農者等事前検討会の報告をいただきました。</p>
委員 事務局	<p>特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。</p> <p>あっせん譲受人候補者名簿とは何か。</p> <p>本来農地の売買は、あっせん譲受人名簿に登録されていないと農地の売買はできません。委員の皆さんも搭載されております。</p>
委員 事務局	<p>新規就農者は何年で名簿に登録されるのか。</p> <p>通常は長沼町では2年の研修を終えて事前検討会で承認されてから搭載される。今回の新規参入については前職場の農業委員会において8年間農業従事していたという証明を得られたので、新規就農条件の2年以上の農業経験があるということとした。</p>
委員	<p>この適格法人について、当面の収入がないとのことだが耕作放棄の懸念はないか。</p>
事務局	<p>過去に■■■■で適格法人としてブドウの栽培をしていました。現在は■■■■でもワインの会社を立ち上げて、長沼町でも醸造の会社を立ち上げている。資金面では調達できると考える。作物については結果樹になるまではきちんと管理する旨計画を立てられている。また、建物についても2億以上の投資をしていることからよほどのことがない限り耕作放棄はないと決意を伺っている。</p>
会長	<p>補足で振興局にも確認しているが果樹の場合は結果樹になるまで複数年係ることから数年間収入が無いこともあり農業委員の考えもあるが、数年後の収入で判断しているケースもあるとのこと。また、生産物の売り先も決まっているとのこと。計画が上がっています。</p>
議長	<p>今回は農地を取得するための会社の申請であり、醸造する会社は別で施設建設されており、収入については今年から■■■■の委託先ブドウ園から仕入れて製造も開始されることから、農地取得の会社の収入が無くても他の収入を得られると聞いています。</p>
委員	<p>その他にご質問はありませんか。</p>
議長	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>

局長	<p>日程第 3、議案第 1号「農地法第 3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局から概要の説明をいたします。</p> <p>農地法第 3条の規定による許可申請は 4件で、相続による農地所有者が非農家のため耕作できない事から売買することとなった案件が 1件。離農による売買が 1件。親子間の贈与による所有権移転が 1件、先ほどあっせん譲受候補者名簿登録申請のあった新規参入法人による農地の売買が 1件であります。</p> <p>以上で概要の説明を終わります。</p>
議長 事務局	<p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をいたします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>以上、許可申請の内容は別添調査書にあるとおり、農地法第 3条第 2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容説明を終わります。</p>
議長 委員	<p>それでは受付番号 1 番について、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>担当の近藤委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告) ~近藤委員</p> <p>4 番の近藤です。</p> <p>受付番号 1 番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>1 番の申請は <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>の農地で、譲渡人が相続のため土地を所有しておりましたが、耕作できなくなったことから その農地を手放すこととなり近隣の農業者が経営規模拡大を図るために買い入れるものであり問題はないものと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長 委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、受付番号 2 番について <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>担当の大橋委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告) ~大橋委員</p> <p>14 番の大橋です。</p> <p>受付番号 2 番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>2 番の申請は <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>の農地で、譲渡人が離農により農地を手放すこととなったことから 経営規模拡大を考えている町内の農業者が買い入れるもの</p>

議長	<p>であり、申請番号2番については問題ないものと思います。                  ありがとうございます。                  続きまして、受付番号3番について■■■■担当の私から現地調査の報告をいたします。</p>
会長	<p>(現地調査の報告)～高宮会長                  16番の高宮です。                  受付番号3番について現地調査を実施いたしました。                  申請番号3番は■■■■の土地で、生前贈与のため、父が所有していた農地を息子さんに所有権移転するものであり、問題はないものと思います。                  以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、受付番号4番について■■■■担当の鶴野委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
委員	<p>(現地調査の報告)～鶴野委員                  5番の鶴野です。                  受付番号4番について現地調査を実施いたしました。                  申請番号4番は先程「あっせん譲受等候補者名簿の登録」でも報告した件の申請で、場所は■■■■の土地であります。</p>
議長	<p>農地の有効利用については譲受人はもともとブドウ栽培に経験があり、生産物の買い取り先も決まっていると聞いております。                  以上で報告を終わります。</p>
委員	<p>ありがとうございました。                  ただ今、議案第1号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p>
担当委員	<p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等はございませんか。                  申請番号1番について、面積が小さいが購入者の畑に隣接しているのか。また申請番号2番については場所も■■■■で面積も8畝しかないので何故か。農地が離れていると耕作放棄地になる可能性があるのでは懸念される。                  面積が小さいので最初は売れなかったが、知人の繋がり及び親族繋がりで相対での購入に至った。購入者本人は意欲のある人材なので耕作放棄にはならないと考えている。</p>
委員	<p>申請番号3番について。農地の一部(3ヘクタールほど)が譲渡されていないが何故か。</p>

事務局	若干の農地を残してまだ農業をやるつもりと聞いています。
議長	そのほか質問はありませんか。
委員	(なし)
議長	無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手)
	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	日程第5、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)
	なお、現地調査につきましては、1番吉田委員、2番三上委員及び3番遠藤委員でございます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。
	遠藤委員お願いいたします。
委員	(現地調査の報告) 遠藤委員
	3番の遠藤です。
	昨日、吉田委員さん、三上委員さん、事務局2名と私、5名で調査を実施しました。
	受付番号1番についてですが、場所は■■■■で■■■■と■■■■の交差点から西に30メートル北側に面した都市計画の第1種 低層住居専用地域に指定された土地です。周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題のないものとして調査をしてきました。
	以上で、報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	続きまして受付番号2番について吉田委員お願いいたします。

委員	<p>(現地調査の報告) 吉田委員</p> <p>1番の吉田です。</p> <p>昨日、三上委員さん、遠藤委員さん、事務局2名と私、5名で調査を実施しました。</p> <p>受付番号2番についてですが、場所は■■■■で■■■■と■■■■■■■■■■の交差点の北東側に位置した都市計画の第1種 低層住居専用地域に指定された土地です。周辺は住宅が連担しており、都市計画の用途が指定されていることから、住宅の建設のため転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p>
局長	<p>受付番号1番、2番いずれの土地につきましても、都市計画区域内で用途指定がされており、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題はないものと考えます。</p> <p>この許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。以上で補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p> <p>それより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>土地の単価について再度確認したい。</p>
事務局	<p>申請1番については1㎡あたりおよそ4,500円。坪あたりおよそ15,000円です。申請2番については1㎡あたりおよそ15,000円。坪あたりおよそ50,000円です。</p>
議長	<p>その他質問はないでしょうか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>



<p>局長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は適当と認め、申請のとおり許可することに、決定します。</p> <p>日程第6、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から集積の概要を説明します。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は11件で、売買によるものが9件で、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が2件でございます。</p> <p>以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年8月14日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>以上で概要説明を終わります。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読)</p> <p>以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
<p>議長 委員 事務局</p>	<p>ただ今、議案第3号について、事務局から説明がありました。これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p> <p>■■■■■は何区か。またなぜ■■■■■の土地を購入したのか。譲渡し人と譲受人は親せきと聞いております。(奥さんの実家)</p> <p>その他質問はないでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
<p>議長 委員</p>	<p>無いようなので、質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。</p>

事務局	<p>日程第7、議案第4号「農用地買入協議の実施要請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に、本案件につきましては、<b>■</b>番の<b>■</b>委員に関する事案が含まれておりますので、長沼町農業委員会 会議規則第13条の規定に基づく <u>議事参与の制限</u> により当該事案の審議の間、退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。</p>
委員	<p>【<b>■</b>委員 退席】</p>
議長	<p>休憩を閉じ、議事を再開いたします。 事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) 以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
委員	<p>ただ今、議案第4号について、事務局から説明がありました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。</p>
議長	<p>(なし) 無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
委員	<p>議案第4号について、農地保有合理化法人による買入が必要と認め、町長に買入協議を要請することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>(全員挙手) ありがとうございます。</p>
委員	<p>全員賛成ですので、議案第4号「農用地買入協議の実施要請について」は、農地保有合理化法人による買入が必要と認め、町長に買入協議を要請することに決定いたしました。</p>
	<p>「議案第4号の審議が終了いたしましたので、<b>■</b>委員に入室していただきます。暫時休憩いたします。</p>
	<p>【<b>■</b>委員 入室・着席】 休憩を閉じ、議事を再開いたします。</p>
	<p>以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>共済組合から情報提供です。稲の刈り取り適期について大分前倒しておりまして、8月中には坪刈りがあり9月初旬には稲刈りが開始されると思われ ます。</p>

議 長

他になければ最後に事務局から連絡事項があります。

局 長

(連絡事項)

閉会にあたりまして、高宮会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長

(閉会挨拶)

以上をもちまして、「第2回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。  
御苦労さまでした。